

## 佐賀市生活困窮者自立支援事業業務委託公募 (プロポーザル方式) 実施要領

佐賀市（以下「市」という。）が実施する佐賀市生活困窮者自立支援事業業務委託（以下「本委託」という。）に係る委託先事業者の選定にあたり、この要領に基づいて企画提案を公募する。

### 1 委託業務の内容

次の3事業を一括して委託する。なお個別の事業のみでの応募はできない。委託業務の概要は、別途定める佐賀市生活困窮者自立支援事業業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおりとする。

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業
- (2) 生活困窮者就労準備支援事業
- (3) 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業

### 2 業務委託期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

(事業の準備期間、引継ぎ期間を除く。)

### 3 予定価格

138,164,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし各事業の委託費は、以下の上限額を超えてはならない。

- (1) 生活困窮者自立相談支援事業  
令和4年度 : 28,528,500円（消費税及び地方消費税を含む。）  
令和5～6年度 : 28,308,500円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 就労準備等支援事業  
令和4年度 : 7,164,300円（消費税及び地方消費税を含む。）  
令和5～6年度 : 7,097,200円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (3) 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業  
令和4～6年度 : 10,553,400円（消費税及び地方消費税を含む。）  
(見積書には、見積額の合計及び各年度の各事業の見積額を記載することとするが、各年度ごとの見積額について1事業でも上限額を超えた見積額の記載があった場合には、判明した時点で失格となるので注意すること。)

### 4 最低制限価格

120,938,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 参加資格要件

社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人など法人格を有する民間団体若しくは複数の法人からなる連合体とし、次の全ての要件を満たすものとする。（連合体の場合は、（1）を除き、全構成員が全ての要件を満たす必要がある。）

連合体で応募する場合は、応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する代表者（以下「代表構成員」という。）をあらかじめ選定するとともに、構成員全てを明らかにし、構成員間における協定書等において、各々の役割分担や事故が起きた場合の責任の所在等が明確になっている必要がある。

なお、参加資格要件確認のため、佐賀県佐賀北警察署に照会する場合がある。

- （1）現に佐賀市に事務所を有する法人であること。（ただし連合体の場合は、代表構成員が現に佐賀市に事務所を有する法人であること。）
- （2）令和4年4月1日時点で、要求水準書で定める所定の要件を満たす事務所を確保することができる法人または連合体であること。
- （3）当該事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施できること。
- （4）要求水準書で定めた人材を配置し、一体的・総合的な支援が展開できること。
- （5）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- （6）参加表明書提出期間内において、国又は地方公共団体から指名停止等の処分を受けている者でないこと。
- （7）参加表明書提出期間内において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなされた者でないこと。
- （8）佐賀市発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- （9）宗教活動、政治活動及び選挙活動を主たる目的とする団体でないこと。
- （10）国税及び市税の滞納がないこと。
- （11）自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）。
  - ②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）。
  - ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
  - ④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
  - ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
  - ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。
- (12) 連合体の構成員として参加申込みを行う場合は、以下の要件を満たすこと。
- ①連合体の構成員が他の連合体の構成員として重複参加する者でないこと。
- ②連合体の構成員が単体としても重複参加する者でないこと。

## 6 公募スケジュール

公募開始	令和3年12月20日(月)
参加表明書の提出締切	令和4年1月14日(金)午後5時15分まで
質問受付締切	令和4年1月21日(金)午後5時15分まで
提案書等の提出受付期間	令和4年1月31日(月)午前8時30分から 令和4年2月4日(金)午後5時15分まで
プレゼンテーション	令和4年2月16日(水)
選定結果通知	令和4年2月21日頃
業務委託契約締結	令和4年2月下旬

## 7 手続き

### (1) 実施要領等の配布

#### ①配布期間

令和3年12月20日(月)から令和4年1月14日(金)午後5時15分まで

#### ②配布方法

佐賀市ホームページ (<https://www.city.saga.lg.jp>) にて配布する。

### (2) 企画提案参加表明書の提出

本公募への参加を希望する者は、「企画提案参加表明書」(佐賀市生活困窮者自立支援事業業務委託企画提案書作成要領(以下「作成要領」という。)様式9または9-2)を次のとおり、提出するものとする。なお、期限までに参加表明書を提出しない場合は、本公募に参加できない。

#### ① 提出期限

令和4年1月14日(金)午後5時15分まで

#### ②提出方法

電子メールにて、佐賀市保健福祉部生活福祉課宛てに送付すること。

(電子メールアドレス [seikatsufukushi@city.saga.lg.jp](mailto:seikatsufukushi@city.saga.lg.jp))

参加表明書を送付した後、生活福祉課(0952-40-7264)に送付した旨の確認の電話をすること。

#### ③受領確認通知の送付

市が参加表明書を受領した際は、受領した日の翌々日(閉庁日を除く)までに、電子メールにより参加表明書受領通知を送付する。

### (3) 質問の受付及び回答

本実施要領等の内容などについての質問は、「質問書」(作成要領様式10)により提出すること。

#### ①提出方法

電子メールによることとし、送信時には下記の提出先へ到達確認の電話連絡を行うこと。

#### ②提出先

佐賀市保健福祉部生活福祉課 福祉・就労支援室

電話 0952-40-7264

E-mail [seikatsufukushi@city.saga.lg.jp](mailto:seikatsufukushi@city.saga.lg.jp)

#### ③提出期間

公募開始から令和4年1月21日(金)の午後5時15分まで

#### ④回答方法等

(2)の企画提案参加表明書を提出した全ての者に、令和4年1月25日(火)までに質問事項及び回答を通知する。

### (4) 企画提案書等の提出

本公募への参加を希望する者は、作成要領に定める書類(以下「企画提案書等」という。)を次のとおり提出するものとする。

#### ①提出期間

令和4年1月31日(月)から令和4年2月4日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(閉庁日を除く。)

書留郵便の場合も含め、提出期間を過ぎたものは受け付けない。

#### ②提出先

〒840-8501 佐賀市栄町1番1号

佐賀市保健福祉部生活福祉課 福祉・就労支援室

#### ③提出方法

持参又は郵送(書留など配達記録が残る方法に限る。)により提出するものとする。

#### ④企画提案書等の留意事項

- a 企画提案書等は、A4サイズ版(縦置き、横置きどちらでも可)の横書きとする。
- b 企画提案書等は、様式が定められているものについてはマイクロソフト社製のワードとし、それ以外のものについては、ワード、エクセル又はパワーポイントで作成すること。
- c 企画提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しない。
- d 企画提案書等は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。

## 8 優先交渉権者の選定

### (1) 審査方法

本委託では事業者の有する専門的な知識やノウハウを活用することが必要であることから、事業者の選定にあたっては公募型プロポーザル方式によって優先交渉権者を選定する。

### (2) 審査委員会

審査委員会は本市職員をもって構成する。なお企画提案参加者が優先交渉権者選定までに、本委託について委員会の委員に直接間接を問わず接触を試みた場合は失格とする。

## 9 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

### (1) 日時及び場所

- ①実施日時 令和4年2月16日（水）とし、参加表明書の提出後、具体的な時間を提案者に対し、本市から個別に電子メールで連絡をする。
- ②場所 佐賀市役所大財別館4階第2会議室（佐賀市大財3-11-21）
- ③出席者 プレゼンテーションの説明者は、補助者を含めて3名以内とする。

### (2) プレゼンテーションの内容

- ①プレゼンテーションは、1社ずつの呼び込み方式とし、プレゼンテーションに引き続きヒアリングを実施する。1社につき40分（説明20分、質疑20分）を予定。
- ②提案内容や業務内容等、本市が指定した事項についてわかり易く説明すること。
- ③プレゼンテーションの内容は、提出があった提案書に基づくものとして、追加資料は認めない。
- ④プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は、提案者側で用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクターについては、本市で準備する。

### (3) プレゼンテーションに出席しない場合

事業実施の意思がないものとみなし、原則として、事業者として選定しないものとする。ただし、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由により出席できなかったものと本市が判断した場合には、この限りではない。その後の対応については、本市の指示に従うこと。

## 10 審査の実施及び結果通知

本市職員で構成する審査委員会による審査を経て、すべての審査員の評価点の合計が最も高かった企画提案者を優先交渉権者として選定する。

なお、評価点が満点の5割に達しない場合は、交渉権者として選定しないものとする。また、審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、審査委員間で協議のうえ、優先交渉権者を選定するものとする。

### (1) 提案書等の評価の基準

優先交渉権者選定にあたっての評価の基準は、佐賀市生活困窮者自立支援事業業務委託優先交渉権者選定基準に示す通りとする。

### (2) 審査結果の通知

審査結果については、すべての企画提案者の得点を明示した書面にて個別に通知する。ただし得点の内訳等の審査内容について説明を求めること、及び審査結果に対する異議を申し立てることはできないものとする。

## 1.1 契約の締結

### (1) 契約締結の手続きについて

- ①審査により選定された候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは、速やかに、佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号）に定める随意契約の手続きにより契約を行う。契約対象となる業務内容は、提案書を基本とするが、提案書の内容に拘束されるものではない。
- ②候補者が契約締結時までに「5 参加資格要件」のいずれかに該当しなくなった場合や、事故等の特別な事由により契約締結が不可能となった場合などは、審査委員会による審査において総得点の高い者から順に、契約交渉の相手方とする。
- ③本委託の委託仕様書は、要求水準書及び優先交渉権者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本委託の目的達成のために必要と認められる場合には、市と優先交渉権者との協議により、提案内容を一部変更した上で委託仕様書を作成することがある。

### (2) 契約保証金について

契約の相手方は、佐賀市財務規則第104条第1項の規定に基づき、契約保証金を契約締結前に納付しなければならない。ただし、同2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

### (3) 費用負担

業務委託契約書の締結に必要な費用は契約する業者(以下「受託者」という。)の負担とする。また契約締結から事業開始までの準備に要する費用も受託者の負担とする。

## 1.2 個人情報の保護

契約を締結した場合、受託者は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第5条第3項、同法第7条第3項、佐賀市個人情報保護条例（平成17年佐賀市条例第20号。以下「条例」という。）及び佐賀市情報セキュリティポリシーを遵守するものとし、本委託に従事する者又は従事していた者が、本委託に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、当該法令及び条例に基づき処罰されることがある。

なお、本公募の参加にあたって提出された書類は、本委託の適正な実施のために使用する。

### 1.3 失格

以下の事項に該当する場合には、失格となる場合がある。

- (1) 「3 予定価格」で設定する予定価格及び各年度の各事業の上限額を超える見積額を提案した場合
- (2) 最低制限価格を下回る見積額を提案した場合
- (3) 「5 参加資格要件」で規定する参加資格要件を満たさない場合。または、優先交渉権者が決定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (4) 「7 (4) 企画提案書等の提出」で規定した事項を遵守していない場合
- (5) 提出書類に虚偽の内容の記載がされている場合
- (6) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (8) (1) ～ (7) を根拠に企画提案者を失格とし、プレゼンテーションに参加させないことを決定した場合は令和4年2月10日(木)までに当該提案者に電子メールで通知する。
- (9) (8) の通知に対する異議申し立ては認めない。

### 1.4 その他

#### (1) 費用負担

本公募の参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

#### (2) 必要事項の追加

本書に定める事項以外に必要な事項が生じた場合には、佐賀市のホームページを通じて、またプロポーザル参加表明書の提出後においては参加を表明した事業者宛てに通知する。

#### (3) 本市が提示する資料の利用

本市が提示する資料等は、入札にあたっての検討以外の目的で使用することを禁止する。

#### (4) 著作権

提出書類の著作権はプロポーザル参加者に帰属する。ただし本市が公表、展示及びその他本委託に関し必要と認める場合は、本市はこれを無償で使用できるものとする。

### 1.5 問い合わせ先

佐賀市保健福祉部 生活福祉課 福祉・就労支援室 担当 田中、與猶

住所：佐賀市栄町1番1号

電話：0952-40-7264

E-mail:seikatsufukushi@city.saga.lg.jp